

龍門寺所藏『正法眼藏仏祖悟則』の資料的価値(一)

——『伝光録』・『仏祖正伝記』との関係を中心に——

横 山 龍 顯

一、はじめに

筆者は、平成二八年九月一日から一三日にかけて、鶴見大学仏教文化研究所(以下、「仏研」と略称)の研究調査に同行させていただく機会を得た(木村清孝、尾崎正善、古瀬珠水、下室覚道、池麗梅の諸氏と同行)。調査における最大の目的は、瑞雲山龍門寺(石川県七尾市小島町)および洞谷山永光寺(石川県羽咋市酒井町)が所蔵する『伝光録』写本の閲覧・撮影を行うことであつた。仏研では、平成二六年より『伝光録』研究会(代表・木村清孝氏)を立ち上げ、数種の『伝光録』写本の翻刻・対校を行い、『伝光録』本文のより古い形態の解明および各写本がいかなる系統に属するものを明らかにすることを旨としており、この度の調査は、検討に用いる『伝光録』諸写本の高精細画像の撮影および収集の一環として行なわれたものである。

周知のように、『伝光録』は安政四年(一八五七)に仏洲仙英(一七九四—一八六四)が開版するまでは書写のみによつて受け継がれた典籍であり、現在では三一本の写本が確認されている(東隆眞『現代語訳 伝光録』大蔵出版、一九九一年、五三—五六頁)。仙英が開版した『伝光録』(以下、「仙英本」と略称)と、乾坤院や龍門寺などに所蔵される中世書写の『伝光録』(以下、『伝光録』写本の呼称には、「乾坤院本」、「龍門寺本」のように、所蔵寺院名を冠した略称を用いる)を比較してみると、本文に異同が存するばかりでなく、文体が大きく相違していることに気がつく。乾坤院本や龍門寺本は、提唱をそのまま筆録したような聴き書き的要素を多分に有した文体であるが、仙英本ではそうなつてはいないのである。仙英本と中世写本の間における文体の相違や本文の異同が発生した経緯は、仙英本の成立過程を探ることで明らかとなる。仙英本は、その

「凡例」によれば、大乘寺・永光寺をはじめ、各地に伝存していた『伝光録』写本を渉猟し、二〇年以上の歳月をかけて校正を行い上梓されたものであり、仙英は自身で行って校正において、「本則」「頌古」¹⁾以外にあらわれる漢文を全て書き下しの形に書き改め、また、意味が取りづらいつ文章は、書き改め、削除、漢字の置換を行っているのである。つまり、仙英本は、仙英自身の手が相当加えられて成立したものと云わなければならぬ。『伝光録』に関する文献学的手法を援用した研究を行うのであれば、より瑩山禪師(一二六四—一二六八とも)〜(一二三五)当時の姿を留めていると考えられる『伝光録』写本を用いて研究を行わなければならないだろう。しかし、『伝光録』研究の場においては、仙英本あるいは、諸嶽山版『伝光録』²⁾を用いて行われた成果がきわめて多い。確かに、仙英本は文章が整えられており、理解しやすい面はあるが、文献学的手法に基づく限りにおいては、仙英による文章の改変は看過されるべきではないだろう。

ここで、『伝光録』はいずれの写本をもとに研究が行われるべきであるのかが問題となるが、たとえば中世に書写され、比較的古形を維持していると考えられる乾坤院本(永享二年(一四三〇)以降、芝岡宗田ら書写)・龍門寺本(天文一六年(一五四七)、喆凶芳賢ら書写)をみると、錯簡が多くあり、いずれかをそのまま底本として扱うことは問題がある。これは、『伝光録』が抱える大きな問題と言えるが、かかる現状は『伝光録』本文に対するテキストクティックをはじめとした基礎的な研究がそれほど行われてきていないことを反映していると考えられる。『伝光録』の写本群においては、乾坤院本が最古のものであるが、それでも『伝光録』の提唱が開始された正安二年(一三〇〇)から、少なくとも一三〇年を経過した写本であり、『伝光録』提唱から乾坤院本が書写されるまでの間に何らかの改変が加えられた可能性は否定できない。そのためか、戦前までは偽撰説が唱えられることもあった。この問題を解消するためには、より瑩山禪師当時の年代まで遡及することが可能な写本や断簡を発見するか、瑩山禪師自筆の『伝光録』³⁾などの発見を待たねばならない。この度の調査で、乾坤院本や龍門寺本が、瑩山禪師提唱当時の形をそのまま伝えるものであることを示唆する資料が存することが判明した。それが表題に示した『正法眼蔵仏祖悟則』である。以下において、『正法眼蔵仏祖悟則』の内容・書誌などを紹介し、『伝光録』・『仏祖正伝記』などの関連資料との比較を通して、本資料の成立年代および資料的価値を明らかにしたい。

二、『正法眼藏仏祖悟則』の書誌情報と保管状態

冒頭において仏研の研究調査に同行させていただいたことを述べたが、筆者は龍門寺所蔵の『伝光録』を閲覧・撮影する際に『正法眼藏仏祖悟則』（以下、「仏祖悟則」と略称）も併せて閲覧する機会を得た。『仏祖悟則』は、既に先学によって紹介されているが、内容の検討は行われてこなかったようである。⁶⁾以下に『仏祖悟則』の書誌情報を示す。

○所蔵者 … 瑞雲山龍門寺（石川県立七尾美術館寄託保管）

○冊数 … 一冊

○表紙題簽…ナシ

○紙幅 … 縦二〇・一cm、横二二・二cm

○表装 … 紙表装、袋綴

○行数・字数… 毎面六行、平均一七字前後

○丁数 … 三二丁

○書写者 … 賢佐（生卒年未詳）

○書写年次… 弘治二年（一五五六）八月吉日

○巻首題 … 『正法眼藏仏祖悟則』（三丁裏）

○別名 … 『宗門伝灯之秘録』（二丁表）

現在、龍門寺本『伝光録』は、龍門寺から石川県立七尾美術館に寄託保管されており、木箱の中に収納されている。この木箱には『伝光録』の他に、道元禪師の『正法眼藏』（七五巻本）と『仏祖悟則』も一緒に収納されており、上記三点の典籍および収納木箱は全て石川県の指定文化財となっている。この木箱には銘文が次のように認められている。

永禄十丁卯季二月十三日、此箱春播置之

能州鳳至郡三井保靈岩山興徳寺什物 徳岳（花押）

第十巻目行持本末式巻ワ取覚此書物之數ニハ巻卷之善用也

正法眼藏数七十五冊並伝光録五冊、秘録一冊、

総数八十一冊也、興徳二代万松開山哲函和尚御遺物

尽未來靈岩室中容易不可出也

其後龍門寺常住贈置之（句読点は筆者、以下同）

この箱は、永禄一〇年（一五六七）に、興徳寺（現廃寺）四世の徳岳春播（？）一五九一、龍門寺五世）が設置したもので

龍門寺所蔵『正法眼藏仏祖悟則』の資料的価値（一）（横山）

ある。⁽⁸⁾「正法眼蔵七十五冊並伝光録五冊、秘録一冊」とあるが、「秘録一冊」が『仏祖悟則』にあたる。元来、この箱は興徳寺二世・結叡芳賢(？)一五五一、天文一八年(一五四九)に龍門寺三世として晋住の遺物を保管するために作成されたものであったが、後に龍門寺に贈られたという縁由が記されている。結叡芳賢は、龍門寺本『正法眼蔵』・『伝光録』の書写者で、天文一六年六月五日に『正法眼蔵』の書写を完了し(『正法眼蔵』「出家」卷末識語)、約四ヶ月後の一〇月二八日には、複数の協力者を得た上で『伝光録』を写し終えている(『伝光録』第五冊卷末識語)。また、これらの識語に「興徳精舎」(『正法眼蔵』「出家」卷末識語)あるいは「興徳之松月齋」(『伝光録』第五冊卷末識語)とあることから、『正法眼蔵』と『伝光録』は、芳賢の前住地である興徳寺で書写されたものであったことが知られる。

資料名については、本資料の二丁表に「宗門伝灯之秘録」、巻首題に「正法眼蔵仏祖悟則」とあるが、本文内容から『正法眼蔵仏祖悟則』と称することとした。二丁表の「宗門伝灯之秘録」は、同丁に「円成(花押)」とあることから、円成(未詳)なる僧が後代に加筆したものと見られ、筆蹟も『仏祖悟則』本文とは明らかに異なる。ただ、木箱の銘文には「秘録」とされていることから、『仏祖悟則』には、「宗門伝灯之秘録」という通称が存し、銘文の筆者・春播は、こちらの書名を採用したのと思われる。

また、ここで問題となるのは、箱の銘文には「正法眼蔵七十五冊並伝光録五冊、秘録一冊：興徳二代万松開山哲叡和尚御遺物」とあり、『正法眼蔵』・『伝光録』は、まさしく芳賢の書写にかかるものであるが、現存する『仏祖悟則』は芳賢の写本ではないという点である。現存する『仏祖悟則』は、賢佐という僧が、芳賢が遷化した五年後の弘治二年(一五五六)に書写したものである。ただし、『仏祖悟則』の料紙および紙幅は、『正法眼蔵』・『伝光録』とほぼ一致する。この点については、より詳細な検討を要するものであるが、今は銘文を尊重し、芳賢が生前に書写した『仏祖悟則』が存したが、その後、木箱が作成される永禄一〇年までの間に、何らかの事情によって『仏祖悟則』が紛失あるいは汚損され、賢佐が同じ料紙によって改めて書写し直した、あるいは、従来は芳賢書写の『仏祖悟則』が収納されていたが、賢佐が再書写した『仏祖悟則』と何らかの事情により入れ替わってしまったものと見ておきたい。賢佐は芳賢と共通して「賢」字を用いるので、芳賢の弟子、あるいは参学経験があった僧侶と思われる。

三、『正法眼藏仏祖悟則』の思想的特徴

『仏祖悟則』は、巻首題の通り、祖師らが**大悟する機縁**（悟則）となった問答を収集した、漢文によつて著された小部（三二丁）の典籍である。収録される祖師とは、日本曹洞宗の開祖である道元禪師に連なる祖師で、**釈尊から菩提達磨まで西天の一仏二八祖**、菩提達磨から天童如浄に至る中国禪宗の**二三祖師**、そして、**道元禪師、懐奘（一一九八〜一二八〇）、徹通義介（一二一九〜一三〇九）、瑩山禪師、峨山韶碩（一二七六〜一三六六）**ら日本曹洞宗の**五名の祖師**、**総計一仏五五祖**である。この点からは、一見して『伝光録』と極めて近い性格を有した禅籍と推測される。『伝光録』は釈尊から懐奘に至るまでの一仏五二祖各祖師の開悟の機縁を挙げ、それらに瑩山禪師が提唱を施したものであるが、『仏祖悟則』は、『伝光録』から提唱部分を除き、「悟則」（『伝光録』では「本則」）のみを列挙したものと考えられる。『仏祖悟則』は、漢文で記されているが、中世書写の乾坤院本や龍門寺本は、提唱をそのまま筆録したかのような和漢混淆文で書かれており、形式の上では大きな相違が見られる。しかし、『仏祖悟則』の各祖師の悟則は全て『伝光録』を典拠にしている。

はじめに、『仏祖悟則』と『伝光録』の「**摩訶迦葉章**」（初祖）、「**般若多羅章**」（第二七祖）、「**太祖慧可章**」（第二九祖）を例に挙げて比較し、思想的特徴を検討してみたい。「**摩訶迦葉章**」から順に示そう。

『仏祖悟則』摩訶迦葉章

第一祖摩訶迦葉尊者、因^ニ世尊拈^{シテ}優曇花^ヲ瞬目、尊者微笑^ス。
世尊云、吾^レ有^ニ正法眼藏涅槃妙心、付^ニ屬摩訶迦葉^ニ。
時^ニ尊者破顔大悟。（三二丁表、波線・傍線は筆写、以下同）

『伝光録』摩訶迦葉章

第一祖摩訶迦葉尊者、因世尊拈華瞬目、迦葉破顔微笑^ス。世尊曰、吾有正法眼藏涅槃妙心、付囑摩訶迦葉。（遍卷、二丁裏）

有名な「拈華微笑」の話が引用されているが、『仏祖悟則』では、『伝光録』の「破顔微笑」（波線部）を、「破顔」と「微笑」に分解し、機縁の末尾に「時に尊者破顔大悟す」という語を付加している。「破顔大悟」という語は『仏祖悟則』にしか

見られない創作語である。

『仏祖悟則』般若多羅章

第二十七祖般若多羅尊者、因ニ不如蜜多尊者ノ曰、汝憶ニ往事^ヲ否^ヤ。師曰ク、我念ニ遠劫^ヲ与レ師同居ナリ。尊者ノ曰、同^ク為^レニ何事^ノ。師曰、師ハ演ニ摩訶般若^ヲ我ハ転ニ甚深修多羅^ヲ。尊者ノ曰、今日之事深ク契^ニ宿因^ニ。師聞テ発悟^ス。執^ニ侍^ス尊者^ニ。(一三丁裏〜一四丁表)

『仏祖悟則』の「般若多羅章」は、『伝光録』同章の本則と機縁から引用されている。『伝光録』では本則・機縁ともに、「大悟」「発悟」などを記さない。しかし、『仏祖悟則』では、「師聞きて発悟す」(傍線部)の語が加えられている。『景德伝灯録』などの灯史でも、般若多羅が右の間答で開悟したとするものはなく、『仏祖悟則』における増広であることが知られる。

『仏祖悟則』太祖慧可章

第二十九祖太祖正宗普覚大師、参^ニ侍^{シテ}二十八祖^ニ説^レ心^ト説^レ性^ト、曾^テ未^レ契^レ理^ニ、忽^ニ一日契悟^ス。遂^ニ告^テ祖曰^ク、我^レ已^ニ息^ニ諸縁^ヲ耳^ノ。祖曰、子莫^レ成^ニ断滅^ヲ否^ヤ。師曰、不^ニ断滅^一。祖ノ曰、以^レ何^ヲ為^レ験^シ。師曰、了^レ了常知^ニ、言^ニ之^ノ不可^及下^ト。祖ノ曰、此^ハ是^レ諸仏^ノ之所証^{ガリ}也^ト。(一四丁裏〜一五丁表)

『伝光録』般若多羅章

第廿七祖般若多羅尊者、因廿六祖云、憶^ヤ往事^ヲ否[。]師云、念遠劫、与師同居^{セリ}。…尊者云、同^ト為^レ何事[。]師云、師摩訶般若^ヲ宣^ハ吾^ハ菩薩修多羅^ヲ転^ス。尊者云今日ノ事深宿因契^ヘリ。(正卷、一二丁裏、一三丁表)

『伝光録』太祖慧可章

第廿九祖大師、参侍廿八祖、一日告祖云、我既息諸縁。祖云、莫成断滅否。師云、不断滅。祖云、以何為験。師云、了々常知ノ故^ニ、言^ニ之^ノ不可^及。祖云、此^ハ是^レ諸仏^ノ所証^也。(正卷、一八丁裏)

『仏祖悟則』の傍線部は、『聯灯会要』卷二「菩提達磨章」（椎名宏雄編『五山版中国禅籍叢刊』第二卷、臨川書店、二〇一四年、一九九頁）からの引用である。この点からは、『仏祖悟則』は『聯灯会要』を典拠としているように思われるが、最後の波線部「此是諸仏諸証也」という句は、『伝光録』にしか見られない表現であり、灯史では「此是諸仏所伝心体也¹⁰」とされており、『仏祖悟則』が『伝光録』に依拠することは明白である。なぜ『仏祖悟則』が『聯灯会要』から引用を行っているのかと言えは、『聯灯会要』に「契悟」という悟りを明確に示す語が用いられているためである。つまり、『伝光録』が明記しなかった開悟の描写を、灯史から補う形で付加しているのである。他にも、『伝光録』には「大悟」などと明記されない「大鑑慧能章」（三三三祖）においても、『仏祖悟則』では「大悟」（一六丁表）の語が加えられている。

以上の比較からも明らかのように、『仏祖悟則』は、収載する全ての祖師に対して『伝光録』では明記されない「大悟」等の開悟を示す語を創作、あるいは灯史から補う形で付加しているのである。『伝光録』自体も、典拠となる灯史の文章に「大悟」などの語を付加していることが知られているが、『仏祖悟則』では、『伝光録』をさらに推し進める形で「悟り」・「大悟」を重視するという思想的特徴があることが明らかであろう。

四、『正法眼蔵仏祖悟則』と『伝光録』の関係

前節でも『仏祖悟則』が『伝光録』を典拠とすることを述べたが、ここからは『仏祖悟則』がいかなる系統の『伝光録』を典拠に作成されたのかを、「伏駄密多章」（第九祖）、「提多迦章」（第五祖）、「梁山縁觀章」（第四二祖）を事例に検討していきたい。

『仏祖悟則』伏駄密多章

第九祖伏駄密多尊者、聞^二陀難提尊者ノ説^一、

汝^カ言^ハ与^レ心親、父母^モ非^レ可^レ比^上、

汝^ガ行^ト与^レ道合^マ、諸^レ仏^ノ心即是也、

外^ニ求^ム有^二作^レ仏^一、与^レ汝^不相合、

『伝光録』伏駄密多章

第九祖伏駄密多尊者、聞^下陀難提説^中、

汝^ハ言^ハ与^レ心親、父母^非可^レ比、

汝^ノ行^ト与^レ道合、諸^レ仏^ノ心即是^{ナリ}、

外^ニ有^レ作^レ仏^ノ求^ハ、与^レ汝^不相合、

欲ハ識ニ汝カ本心ヲ、非合亦非離ニ。

師聞大悟。便行クコト七歩、身心感悟、正法伝附ス。(六丁表)

欲識汝本心、非合亦非離。

師乃大悟。(遍卷、二九丁裏)

この箇所では、伏駄蜜多が仏陀難提に対して五言の偈で行った返答を灯史から引用しているが、誤字が存する。灯史通りに引用するのであれば、偈の第五・六句は「外求有相仏、与汝不相似」とされなければならない。さらに『仏祖悟則』と乾坤院本を比較すると、全く同一の誤字が存している(波線部)。つまり、『仏祖悟則』は、乾坤院本と同様の誤字が存する『伝光録』本文を典拠としたため、誤りを踏襲してしまったものと考えられる。また、「伏駄蜜多章」では灯史と校合しなかつたためか、「作仏」の二字を合符(―)によつて連結し、熟語として読まれるべき指示を与えるなど、原偈の意を全く解さない読み方になっている。さらに、偈の四句目が『仏祖悟則』では「諸仏心即是也」とされ、五言の偈であるにも関わらず六言になっている。これは乾坤院本の同所に付された送り仮名の「ナリ」を、「也」として機械的に復元してしまつたために起こつた齟齬であろう。つまり、『仏祖悟則』が参照した『伝光録』は乾坤院本の系統に属する『伝光録』であつた可能性がきわめて高いのである。また、ここでも、「身心感悟、正法伝附」(傍線部)という語が付加されている。

『仏祖悟則』提多迦章

第五祖提多迦尊者、礼ニシテ四祖ヲ志ニ求ス出家ヲ。尊者問テ曰、汝カ身出家ス耶汝心出家耶。師云、我レ求ルニ出家ヲ、非スニ身心ノ。祖ノ曰、不レシハ為ニ身心ノ誰カ復タ出家セン。師云ツ、出家ハ無我我レ故ニ、無我我レ故ニ、即心不生滅ナリ。心不生滅レハ即是常、道諸仏亦タ常心レハ無ニ形相ニ其ノ体亦然ナリ。祖ノ曰、汝は大悟。師乃大悟。(四丁表裏)

『伝光録』提多迦章

然ヨリ礼拜随從終出家ヲ求。毘多問曰、汝出家ヲ志求ス身出家耶心出家耶。師云、吾出家ヲ求ル身心ノタメニ非ス。毘多云、身心ノタメニ非ハ誰又出家ル。師云、吾出家ハ無我々故、即心不生滅也。心不生滅常道也。諸仏モ常也心形相ナシ。毘多云、汝は大悟也。須能通達。師聽テ即大悟ス。(遍卷、一八丁表)

右の提多迦章を、『仏祖悟則』は、『伝光録』「提多迦章」の「本則」ではなく、「機縁」から引用している。また、乾坤院本の右に引用した箇所は、龍門寺本では錯簡によつて、弥遮迦章（第六祖）に混入している（第一冊、三五丁裏～三六丁表）。もちろん、『仏祖悟則』が灯史から引用した可能性もあるが、二箇所の波線部を検討することで、出典が『伝光録』であることが判明する。最初の波線部は、灯史では全て「来」になっており、「求」とするのは『伝光録』のみである。二つ目の波線部「誰復（又）」についても、五灯では全て「復誰」と語順が逆になっている。つまり、この二点からは『仏祖悟則』が『伝光録』の本文をそのまま漢文に復元していることが知られるのである。また、傍線部「其体亦然」は、五灯に見られる語で、補ったものと考えられる。これらの点からも、『仏祖悟則』は、『伝光録』を典拠にしつつ、不足する語を灯史から補っていることが確認できる。

『仏祖悟則』梁山縁観章

第四十二祖梁山和尚、参^{シテ}後ノ同安^ニ執侍^{コト}四載、充^{アツ}二衣鉢侍者^ニ。同安欲^ニス上堂^ニト曰、早参^ニハ搭^ニ衲法衣^一。時至、師擎^テ衲衣^ヲ到^リ同安椅^ノ前^ニ。同安接^ニスル衲衣^ヲ次^テ、忽問^レ師^ニ曰、如何是衲衣下ノ事。師無^ク对。同安云^ク、学仏未^レ到^ニ這^ノ个^ノ田地^一。最^モ苦^{ナリ}。衲衣下ノ事^ハ爾^チ問^レ我^ノ道^ハン。師問、如何是衲衣下ノ事。同安曰、密^ト。師遂^ニ大悟^シ礼^{シテ}拜^{シテ}感^涙霑^スレ衣^ヲ。同安曰、大悟即不^レ無^ニ爾^ノ道^ヲ得^ス。師曰、縁^ニ観^ニ道^ヲ得^ス。同安遂^ニ問^ク、如何是衲衣下ノ事。師曰、密^ト。同安即曰、密有密有。師自^レ此以後^ニ区^レ機^レ接^レ人多^ハ用^ニ密^有ノ之^ヲ語^フ。〔二〇丁裏～二二丁表〕

右に引いた梁山縁観章は、重要な示唆を与えてくれる。周知の通り、『伝光録』「梁山縁観章」における悟則は、灯史等に見

『伝光録』梁山縁観章 ※錯簡

第四十二祖果山和尚参^{シテ}後同安^ニ執侍^{スル}コト四載、衣鉢侍者充。同安有時上堂セントスルニ、早参^ニハ搭^ニ衲法衣^ヲカクヘシ。時至、師衲法衣ヲサ、ク。同安法衣ヲ取次^ニ問^ク、如何是衲衣下ノ事。安云、密。大悟^シ礼^{シテ}拜^{シテ}感^涙衣^ヲウルラス。安云、爾既大悟^ス又^ニ道^ヲ得^リヤ。師云、縁^ニ縁^ニ観^ニ即^チ道^ヲ得^{タリ}。如何是衲衣下ノ事。師云、密。安示^ク云、密有々々。師是^{ヨリ}逗^レ機^{スル}ニ多^ク密有^リ言^{アリ}。〔正卷、六三丁裏、波線部は正卷、六〇丁裏〕

出すことは出来ず、瑩山禪師の創作であることが知られている。また、『仏祖悟則』「縁觀章」の悟則は、先に見た「提多迦章」と同じく、『伝光録』の「本則」ではなく、「機縁」からの引用である。ただし、この箇所は、乾坤院本では錯簡があり、乾坤院本の波線部は「同安觀志章」(第四一祖)に混入している。加えて、乾坤院本では梁山縁觀と同安觀志の間で行われた一度目の問答(『仏祖悟則』の傍線部)が脱落している。一方、龍門寺本も同様の錯簡があるが、龍門寺本では問答の脱落はなく、龍門寺本を漢文に復元すると、『仏祖悟則』の引用箇所とほぼ一致する。

この点からも、『仏祖悟則』が『伝光録』に依拠していることは明確であるが、しかのみならず、龍門寺本に錯簡が見られる「提多迦章」、乾坤院本・龍門寺本の双方に錯簡が見られる「梁山縁觀章」を『仏祖悟則』が『伝光録』本文をそのまま漢文に復元する形で引用していることからは、『仏祖悟則』が参照した『伝光録』は、錯簡の存しない写本であったものと考えられよう。

以上の事例から、龍門寺所蔵『仏祖悟則』写本(弘治二年書写)は、弘治二年以前に存した『伝光録』写本の「本則」あるいは「機縁」から、悟則を抽出し、漢文に復元するという作業を経て成立したものと見てよいだろう。また、『仏祖悟則』を撰述する際に参照した『伝光録』は、錯簡の存しない、乾坤院本・龍門寺本と同系統の『伝光録』写本であった可能性が高いと考えられる。

五、『正法眼蔵仏祖悟則』と『仏祖正伝記』における本文の一致

前節までに、『仏祖悟則』が『伝光録』を元に成立した資料であることを論じてきたが、ここで問題となるのは『仏祖悟則』の成立年代である。以下においては、『仏祖悟則』の成立年代に重要な示唆を与えてくれる資料である『仏祖正伝記』(以下、『正伝記』と略称)との比較を行い、『仏祖悟則』の成立年代を検討したい。

『正伝記』(『続曹洞宗全書』(以下、『続曹全』と略称)寺誌・史伝所収、底本は福井県小浜市永福庵所蔵本)は、応永六年(一二九九)小春吉日の序を有する天性融石(一四二七、大分県泉福寺・福岡県明光寺住持)の著作である。内容は、過去七仏・西天二八祖・東土二三祖・扶桑七祖(道元禪師・懷奘・義介・瑩山禪師・峨山韶碩・無外円昭・無著妙融)につい

て、伝記および大悟の機縁、伝法偈などを抄出したものとなっている。『正伝記』には、『伝光録』に依拠して編纂されたと考えられる章が一八章あり、『正伝記』の著者である融石が『伝光録』を参照しながら撰述した可能性が菅原研州氏によって指摘されている。

このように、『正伝記』は『伝光録』との関わりが見られるのみならず、以下に検討するように、『仏祖悟則』との関係性も指摘することができる。『正伝記』は、伝記や伝法偈を含むため、必然的に『仏祖悟則』よりも詳細なものとなるが、両者の関係性はいかなるものであるのか、以下に各々の「弥遮迦章」（第六祖）、「婆須密多章」（第七祖）、「迦那提婆章」（第一五祖）、「天童如浄章」（第五〇祖）、「雪竇智鑑章」（第四九祖）を対照してみよう。

『仏祖悟則』 弥遮迦章

第六祖弥遮迦尊者、得_テ見_ニ五祖_一、即_チ覺_ニ宿因_一。捨_レ仙_ヲ求_ム聖_ヲ。五祖因_ニ示_{シテ}曰、仏ノ言ク、修_シ仙学_ハ小_一、似_ニ繩_ヲ牽挽_一スルニ。汝可_ニ自知_ス矣。若_シ棄_テハ小流_一、頓_ニ帰_{シテ}大海_一、当_ニ証_ニ無生_一。師聞_ニ示_テ誨_テ豁然契悟_一。（四丁裏く五丁表）

『正伝記』 弥遮迦章

第六祖弥遮迦尊者、侍_ニ者五祖_一即覺_ニ宿因_一。捨_レ仙_ヲ求_ム聖_ヲ。五祖因_ニ示_{シテ}曰、仏言、修_シ仙学_ハ小_一、似_ニ繩_ヲ牽挽_一。汝可_ニ自知_ス矣。若_シ棄_テ小流_一頓帰_ニ大海_一、当_ニ証_ニ無生_一。師聞_ニ示_テ誨_テ豁然契悟_一。（『続曹全』寺誌・史伝、二九七a、以下、『正伝記』からの引用は『続曹全』の頁数のみを示す）

『仏祖悟則』の波線部は、『伝光録』や灯史類には見られない一文であり、『仏祖悟則』において増広されたものと考えられる。『仏祖悟則』の増広部分を、下段に示した『正伝記』と対照すると、一つ目の波線部では、使用される語が一致している。二つ目の波線部は、『伝光録』では「師聞契悟」（乾坤院本、遍卷・二〇丁表）となっている箇所であるが、ここでも『仏祖悟則』と『正伝記』は、全く同文になっている。『仏祖悟則』が『伝光録』から増広した文章が『正伝記』にも見受けられるという点は、次の「婆須密多章」でも同様である。

『仏祖悟則』婆須密多章

第七祖婆須密多尊者、置^ニ酒器^ヲ於^テ弥遮迦尊者^ノ前^ニ。作^シて礼側立。尊者問^フ、此^ハ器^ハ汝^ガ従来所持^{ナリ}。今置^ニ我前^ニ、為^ニ汝^カ器^トカ、為^ニ是^レ我器^カ。師側立^テ思惟^ス。尊者曰^ク、若^シ是^レ我器^{ラハ}、汝本有^ノ性^{ナリ}。若^シ是^レ汝器^{ラハ}、我法^{ナリ}汝受^クヘシ。師聞^テ大^ニ悟無生^ノ本性^ヲ。(五丁表裏)

『正伝記』婆須密多章

第七祖婆須密尊者、置^ニ酒器^ヲ於^テ弥遮迦前^ニ作^レ礼側立。弥遮迦問^レ師曰、此器汝従来所持。今置^ニ我前^ニ為^ニ是^レ汝器^ニ為^ニ是^レ我器^ニ師側立思惟。弥遮迦曰、若是我器、汝本有^レ性。若汝器、我法汝受。師聞大^ニ悟無生本性。(二九七a)

『仏祖悟則』の波線部「此器汝従来所持」も、先の「弥遮迦章」と同じく『伝光録』からの増広に当たる箇所であるが、『正伝記』でも同じ一文を確認することができる。

『仏祖悟則』迦那提婆章

第十五祖迦那提婆尊者謁^ニ于^ニ龍樹^ニ将^レ及^ニ其^ノ門^ヲ龍樹知^テ是智人^{ナリト}先遣^シ侍者^ヲ以^テ満鉢^ニ水^ヲ置^カム於^テ座^ノ前^ニ尊者觀^レ之^以一^ニ針^ヲ投^レ之^而進^{ルニ}欣然^ト契^テ会^ス。(八丁表裏)

『正伝記』迦那提婆章

第十五祖迦那提婆尊者、謁^ニ于^ニ龍樹^ニ大士^ニ。将^レ及^ニ門^ヲ。龍樹知^ニ是智人^{ナリ}、先遣^ニ侍者^ヲ以^テ満鉢^ニ水^ヲ置^ニ於^テ座前^ニ。尊者觀^レ之^以一^ニ針^ヲ投^レ之^而進^{ルニ}、欣然^ト契^テ会^ス。(二九八b-二九九a)

右の「迦那提婆章」では、末尾における迦那提婆の開悟が、『仏祖悟則』では「契会」と表現されているが、『伝光録』では、「開悟」(乾坤院本、遍巻・四九丁裏)であるため、『仏祖悟則』における改変と考えられるが、『正伝記』でも同様に「契会」となっており、『仏祖悟則』と等しい。

以上の弥遮迦・婆須密多・迦那提婆の三章では、『仏祖悟則』が『伝光録』からの増広および語句の改変を行っていたが、これらの増広・改変箇所が、『正伝記』でも全く同一の表現になっていることは注目すべきである。これは、『仏祖悟則』・『正伝

『記』の、成立が遅れる一方の資料が、先行するもう一方の資料を参照して撰述されたことを示すものであろう。ただし、ここまでの検討では、『仏祖悟則』『正伝記』のどちらが先行するものであるか定かではないが、次の「天童如浄章」と「雪竇智鑑章」は非常に示唆的である。

『仏祖悟則』天童如浄章

：雪竇預^メ知^テ曰^ク、爾今番実^ニ道得。師道^ク、打不染^ル処。声^ヘ未^レ了、雪竇便打^ツ…(二六丁裏)

『正伝記』天童如浄章

：雪竇預知曰、爾今番実道得。師曰(道イ)、打不染^ル処^ニ矣。師声未了、雪竇便打^ツ…(三二二a、へ)内は割注、以下同)

如浄が雪竇智鑑に参学していた頃の一文であるが、『正伝記』の波線部を見ると、「道イ」という校異を示す割注が見られる。この割注は、「曰」の字が、異本では「道」になっていることを示している。つまり、『正伝記』において、如浄伝を引用するに当たって、参照した諸本の中に「曰」字が「道」字となった典籍が存したのである。そこで、『仏祖悟則』波線部を見ると、「道」となっており、『正伝記』の校異と合致するのである。また、『正伝記』「道元禪師章」にも、「恁地(二作^レ麼^ク)」(三二二頁a)という「恁地」が「恁麼」とされる文献が存することを示す校異があり、この箇所も『仏祖悟則』では「恁麼」となっており、『正伝記』の校異と合致するのである。ここまでの事例からは、『仏祖悟則』が『正伝記』撰述に際して参照された典籍の一つであった可能性が指摘できるであろう。そうであれば、『正伝記』の弥遮迦・婆須密多・迦那提婆・天童如浄の各祖師の機縁を記す文章が『仏祖悟則』とほぼ一致していることも首肯されると思われる。

『仏祖悟則』雪竇智鑑章

第四十九祖雪竇山監和尚、主^ニ天童^ニ時^{ツカガトル}掌^ニ記^ヲ。

大休一日上堂、拳^ス、世尊有^ニ密語^一、迦葉不覆藏。師聞^テ、頓^ニ悟^ス支^旨。在^レ列流^{シテ}、不^レ覺失^レ言^{曰ク}、吾^カ輩為^ニ甚^ニ從來^ニ不^レ會^一。上堂罷^テ、大休喚^レ師問書記、如何在^ニ法堂^ニ眼淚有^ル甚^ク、感悟^カ。師曰、世尊有^ニ密語^一、迦葉不覆藏。大休許^{シテ}曰ク、何^ソ非^ニ雲居^ノ之懸記^ニ。師便礼拝。(二五丁表裏)

『正伝記』雪竇智鑑章

二十二祖明州雪竇智鑑禪師：深夜開悟：然復見大休（大休、于^レ時天童住持也）。掌^ニ記^ヲ。

大休一日上堂、拳、世尊有^ニ密語^一、迦葉不^ニ覆藏^一。師聞悟^ニ支^旨。在^レ列流^レ涙、不^レ覺失言曰、吾輩為^ニ甚^ニ從來^ニ不^レ會^一。上堂罷、大休喚^レ師問、書記如何在^ニ法堂^ニ眼淚。有^ニ甚^ニ麼^ニ感悟^一。師曰、世尊有^ニ密語^一、迦葉不^ニ覆藏^一。大休許曰、而何非^ニ雲居^ノ之懸記^ニ。師便礼拝。

住後上堂、世尊有^ニ密語^一、迦葉不^ニ覆藏^一。一夜落花雨、滿城流水香。(三一 b)

『五灯会元』卷一四「雪竇智鑑章」
：深夜開悟：然復見大休。

住後上堂。世尊有密語、迦葉不覆藏。
一夜落花雨、滿城流水香。(『五山版叢刊』卷二下、三六七〜八頁)

最下段の『五灯会元』は一連の文章であるが、『正伝記』は、『五灯会元』の文章に挿入する形で『仏祖悟則』と同じ悟則を引用している。雪竇智鑑の悟則は傍線部のように、既に『五灯会元』において明記されているが、『伝光録』「雪竇智鑑章」では、「梁山縁觀章」などと同じく瑩山禪師によって悟則が創作され、その悟則が『仏祖悟則』に引用されている。つまり、右の引用箇所からは、『正伝記』が灯史を基本として撰述され、灯史に存在しない悟則を、『仏祖悟則』によって補うという叙述態度が看取されるように思われる。先に、『正伝記』の一八祖師の章が『伝光録』に依拠して成立したことを指摘する先行業績を紹介したが、これらの事例は、『正伝記』における各祖師伝の作成が、『伝光録』と共に『仏祖悟則』を座右に置いて行われたことを物語るものではないだろうか。

以上、(a)『仏祖悟則』が『伝光録』から増広した語が『正伝記』と一致する、(b)『正伝記』が校異で示した文字と『仏

「祖悟則」の文字が一致する、(c)『正伝記』では、瑩山禪師によって創作された悟則については、『仏祖悟則』とほぼ一致する文を引用し、それを補う形で灯史が引用されるという三点は、『仏祖悟則』が『正伝記』の引用資料であったことを示すものと思われる。つまり、『仏祖悟則』(あるいは『仏祖悟則』の原資料)は、『正伝記』に先行して成立していたと考えられるのである。『正伝記』は、『伝光録』以上に『仏祖悟則』と関わりが深い資料であると言えるであろう。

六、小結

以上、『仏祖悟則』と『伝光録』・『正伝記』の関係を探って来たが、ここでまとめておきたい。

『仏祖悟則』は、釈迦牟尼仏章から懷契章に至る『伝光録』に収録される仏祖の章については、全てが『伝光録』の「本則」あるいは「機縁」に依拠して成立した典籍であると言いうことができる。また、『仏祖悟則』「伏駄蜜多章」において、乾坤院本や龍門寺本と誤字が一致している点や、『伝光録』「提多迦章」の和漢混淆文の語順が、『仏祖悟則』が復元した漢文の語順と一致する点からは、『仏祖悟則』が乾坤院本・龍門寺本と同系統の写本を元に、和漢混淆文を漢文へ復元したと考えられる。また、『仏祖悟則』は、乾坤院本や龍門寺本では錯簡が見られる箇所を、誤ることなく引用していたが、この点からは、『仏祖悟則』の典拠となった『伝光録』写本は、錯簡の存しない写本であったことが推測される。

しかしながら、『仏祖悟則』は『伝光録』に列挙される祖師の悟則をただ漢文に復元するばかりではなく、語句の増広や改変を行い、『伝光録』の立場よりも、さらに一歩進めて「開悟」を重視するという点にその思想的特徴が見出される。小稿で取り上げた祖師の章に絞っても、『仏祖悟則』「般若多羅章」、「神光慧可章」、「大鑑慧能章」の三章では、『伝光録』が示さなかった、「発悟」や「大悟」といった語が増広されており、「摩訶迦葉章」、「伏駄蜜多章」、「弥遮迦章」、「迦那提婆章」の四章では、開悟に関わる語句を『伝光録』から改変した箇所が確認された。特に「摩訶迦葉章」では、「破顔大悟」という『仏祖悟則』にしか見られない造語によって摩訶迦葉の大悟を表現していることは、『仏祖悟則』の『伝光録』以上に開悟を強調するという立場を象徴的に示していると言ってよいだろう。

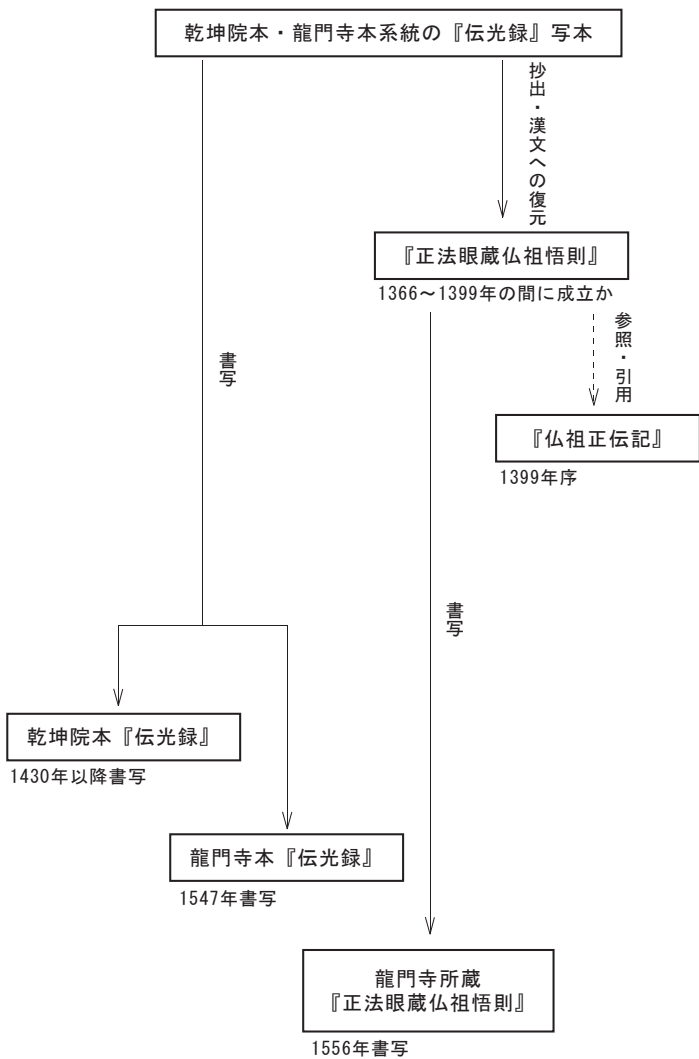
また、『仏祖悟則』において増広・改変された語句は、『正伝記』においても確認することができた。ここからは、『仏祖悟

則」と『正伝記』の間に密接な関連があると推測されるが、本文を比較してみると、『正伝記』「天童如浄章」、「道元禪師章」で校異に挙げられた文字が『仏祖悟則』と一致しており、さらに、『正伝記』「雪竇智鑑章」は、『五灯会元』を典拠に作成されているが、『五灯会元』の一連の文章に挿入する形で、『伝光録』において瑩山禪師が創作した智鑑の悟則を叙述するが、その文章は、『仏祖悟則』が『伝光録』から復元した漢文と一致するのである。

これらの『仏祖悟則』と『正伝記』の間にみられる語句・文章・校異の文字の一致は、『仏祖悟則』が『正伝記』を撰述する際の引用資料であったことを示すものであると思われる。すなわち、『仏祖悟則』は『正伝記』に先立って成立した資料であると考えられる。もちろん、『正伝記』の方が早く成立しており、『仏祖悟則』にみられる『伝光録』本文からの増広や改変は、『正伝記』をもとにして行われた可能性も存するが、その可能性は低いと思われる。その理由は以下の二点に求められる。まず、『仏祖悟則』が『正伝記』を引用して撰述されたのであれば、なぜ『仏祖悟則』は『正伝記』の校異に挙げられた異本の文字を採用しているのか、そこに積極的な理由を見出すことは困難である。また、『正伝記』の「鑑智僧璨章」、「大鑑慧能章」、「葉山惟儼章」、「洞山良价章」、「投子義青章」等では『伝光録』とは異なる『五灯会元』の悟則が採用されている。『仏祖悟則』は全体を通して『伝光録』を典拠として成立している以上、一部の悟則のみを『正伝記』から抄出したとは考え難いであろう。ただし、『仏祖悟則』の元となった別の原資料が存在し、そこから『正伝記』が引用を行った可能性を否定するものではない。以上を総合すれば、『正伝記』は、『仏祖悟則』(あるいは『仏祖悟則』の原資料)を引用資料として成立したと言ってよいだろう。

以上の検討から、『仏祖悟則』は『正伝記』に先行して成立した資料であると考えられる。つまり、『仏祖悟則』(あるいはその原資料)の成立は、『正伝記』が成立する応永六年(一三九九)以前、すなわち一四世紀中葉から後半には成立していたものと考えられる。そして、『仏祖悟則』では峨山韶碩までの悟則が記されている点を考慮するならば、峨山韶碩の示寂した貞治五年(一三六六)を上限とし、応永六年を下限に成立したと考えられる。とすれば、現在、龍門寺に所蔵される『仏祖悟則』は、貞治五年から応永六年までの間に成立した同書の再写本ということになるだろう。

これまでの『仏祖悟則』成立に関する論に問題がなければ、『仏祖悟則』の存在は『伝光録』古写本に対する重要な情報を与えてくれる。先に『仏祖悟則』が乾坤院本・龍門寺本と同系統の写本をもとに作成されたことを確認したが、『仏祖悟則』



の成立が応永六年以前に求められるならば、自ずと乾坤院本系統のテクストは、一四世紀中葉から後半には既に存在していたことになる。現存最古の写本である乾坤院本は、永享二年(一四三〇)以降、すなわち一五世紀の書写であるが、『仏祖悟則』が乾坤院本系統の写本を典拠に成立していることよって、乾坤院本のテクストは一四世紀半ば頃には既に成立していたと言うことができよう。乾坤院本・龍門寺本は、錯簡こそ存するものの、一四世紀中葉から後半、つまり、瑩山禪師が『伝光録』の提唱を行ってから、それほど時を経ない時代の形を留めた写本である可能性が従来よりも高くなるのである。このように、『伝光録』の成立史に重要な視点を与える点にこそ、『仏祖悟則』の資料的価値は求められるであろう¹⁵⁾。

註

(一) 『伝光録』は、各祖師の章を「本則」「機縁」「提唱」「頌古」

の四節に分類することが一般に行われるが、これは仙英本に存するものではなく、孤峰智璨氏が『冠註伝光録』(鴻盟社、一九三四年)において便宜的に行ったものである。本論においても『伝光録』本文を引用する際には適宜この分類を示す。

(2) 尾崎正善「解題」(平成二六年度鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書『瑩山禪師「伝光録」―諸本の翻刻と比較(一)―』、鶴見大学、二〇一五年)参照。

(3) 諸嶽山版『伝光録』は、大内青巒(一八四五〜一九一八)が編集したものであり、仙英本を底本として明治一八年に鴻盟社より刊行された。瑩山禪師著述の本文を掲載し、その解説などを行った『瑩山禪』シリーズ(全一二巻、山喜房仏書林、一九八五年〜一九九四年)の第一巻から第四巻に所収される『伝光録』は、諸嶽山版『伝光録』を底本としている。

(4) 瑩山禪師の著作に対しては、『洞谷記』を除くほぼ全ての著作

に対して詳細なテキストクリティックがなされていないのが現状であるといえる。『伝光録』に限って言うならば、註(3)でも述べた通り、『瑩山禪』シリーズは諸嶽山版を底本としており、孤峰智璨編『常済大師全集』(大本山總持寺蔵版、一九二七年)は仙英本を底本としている。また、比較的近年刊行された『太祖瑩山禪師撰述 伝光録』(曹洞宗宗務庁、二〇〇五年)においても、諸嶽山版が底本として用いられている。これらはいずれも乾坤院本などの古写本との校異を示すが、底本が古形から改められた仙英本あるいは諸嶽山版である限りにおいて問題があらう。なお『洞谷記』については、二〇一五年に『諸本対校 瑩山禪師「洞谷記」』(春秋社)が上梓され、古写本・流布本双方の影印が掲載されている。また曹洞宗学の観点からしても、道元禪師(一一〇〇〜一五三)の著作に対しては多くのテキストに関する研究が行われているのと比較すると瑩山禪師の著作に

関する研究状況は好対照をなしているといえるだろう。例えば、『正法眼蔵』については、永久岳水『正法眼蔵の異本と伝播史の研究』（中山書房仏書林、一九七三年）、河村孝道『正法眼蔵の成立史的研究』（春秋社、一九八七年）、團野弘之『正法眼蔵写本の書誌学的研究』（一九九九年）等の書誌学面における研究成果を挙げることができる。また、研究に用いる底本としても、大久保道舟氏が編集した『古本校訂正法眼蔵』（筑摩書房、一九八一年）や、前出の河村氏が編集した『道元禪師全集』全七卷（春秋社、一九八八年）一九九三年、『正法眼蔵』は巻一・二に所収）が存する。また、大修館書店から刊行された『永平正法眼蔵蒐書大成』全三六卷（続集含む）は、『正法眼蔵』および、『正法眼蔵御聞書抄』をはじめとする中世から近世にかけての『正法眼蔵』注釈書を影印掲載しており、参照するのに至便であると言える。これら『正法眼蔵』をはじめとした道元禪師の著作に対する研究成果の蓄積と比するに、瑩山禪師諸著作に関する成果はまだまだ乏しいと言っても過言ではなからう。この点からしても瑩山禪師の著作に対するより詳細なテキストクリティックが必要であることは論を俟たないであろう。

(5) 東隆眞氏が指摘しているように、『宗報』三四号（一八九八年五月一五日発行）では、總持寺（現在の總持寺祖院）に瑩山禪師真筆の『伝光録』草稿が存していたことが当時の監院・石川素童（一八四二—一九二〇）によって報告されている。しかし、龍門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟則』の資料的価値（一）（横山）

それ以後は所在未詳となっている（『乾坤院本伝光録』隣人社、一九七〇年、一三五頁）。

(6) 河村孝道氏（『永平正法眼蔵蒐書大成』第二卷、大修館書店、一九七九年、一—二頁）や、山端昭道氏（『石川県七尾市竜門寺所蔵『伝光録』写本について』、『印度学仏教学研究』二二—二、一九七三年、二〇七頁）によって紹介されている。

(7) 尾崎正善「研究調査報告—平成二十七—二十八年度」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』二二、二〇一七年）にも翻刻がなされている（一六四—一六五頁）。

(8) 山端昭道氏によれば、興徳寺と龍門寺は、両寺とも喜叟宗津（生卒年未詳、太原派、總持寺四九七世）の開創にかかる隣接した寺院で、興徳寺は箱の作成者である四世・徳岳春播が龍門寺五世に晋住したのを契機に廃寺になったとされる（山端註（6）論文、二〇八頁）。ただし、『普蔵院住番牒』によれば、興徳寺から天正一六年（一五八八）と文禄二年（一五九三）に興徳寺住持の大頭伝龍が普蔵院に輪住しており（納富常天編『曹洞宗大本山總持寺五院輪住帳』、大本山總持寺、二〇一六年、一八頁）、興徳寺は戦国末期までは存続し、その後衰退したものとみられる。

(9) 以下、『仏祖悟則』と『伝光録』を対照して引用を行う場合には、『伝光録』は『乾坤院本』『伝光録』（曹洞宗宗宝影印本刊行会、一九九四年）から引用を行い、引用末尾に冊数と丁数を示した。なぜ乾坤院本から引用するのかと言えば、後述するよう

に、『仏祖悟則』と乾坤院本には密接な関係があると考えられるからである。また、『仏祖悟則』および乾坤院本では、「メ」や「リ」の合字が使用されるが、これらについては全て読みにしたがって、「シテ」「コト」と開いて示した。

(10) 『景德伝灯録』巻三「菩提達磨章」(『基本典籍叢刊』第二卷、禅文化研究所、一九九〇年、三三三頁)、『聯灯会要』巻二「菩提達磨章」(椎名宏雄編『五山版中国禅籍叢刊』(以下、『五山版叢刊』と略称)第二卷上、臨川書店、二〇一四年、一九九頁)、『五灯会元』巻一「菩提達磨章」(『五山版叢刊』第二卷下、臨川書店、二〇一四年、二二三頁)。

(11) 龍門寺本でも、「伏駄密多章」に同様の誤字が存するが、後筆によって灯史通りに修正が行われている。龍門寺本は、芳賢とほか数人によって書写されたものであるが、そのいずれとも異なる筆跡での加筆・訓点の付加・誤字の修正や、全く墨色が異なる筆による加筆が見受けられ、少なくとも二度は加筆・修正が行われた痕跡が認められる。龍門寺本と乾坤院本が同系統に属する写本であることは山端氏によって指摘されている(山端註(6)論文、二〇八頁)。

(12) 菅原研州『「仏祖正伝記」の研究』(『禅研究所紀要』四三、二〇一四年)五三―五四頁。なお、『正伝記』が『伝光録』に依拠して成立したとされる一八章は以下の通りである。商那和修章(第三祖)、優波毘多章(第四祖)、婆須密章(第七祖)、脇尊者

章(第十祖)、富那夜奢章(第十一祖)、龍樹章(第十四祖)、羅睺羅多章(第一六祖)、僧伽難提章(第一七祖)、伽耶舍多章(第一八祖)、摩拏羅章(第二二祖)、雲居道膺章(第三九祖)、同安同丕章(第四〇祖)、同安觀志章(第四一祖)、梁山縁觀章(第四二祖)、丹霞子淳章(第四六祖)、天童宗珏章(第四八祖)、雪竇智鑑章(第四九祖)、天童如浄章(第五〇祖)。

(13) 註(12)菅原論文では、『正伝記』で異本校合の様子が伝えられるのは、「道元禪師章」のみとされるが(五五頁)、「如浄禪師章」におけるこの箇所も異本校合の消息を伝えるものであろう。

(14) 乾坤院本・龍門寺本は、「云」(正巻・八八丁裏、第五冊・三七丁表)であり、『正伝記』の校異とは一致しない。

(15) 小稿においては、『仏祖悟則』本文の分析と成立の問題を中心に検討してきたが、紙幅の都合上、『伝光録』に掲載されない義介以降の祖師の悟則の典拠や特色などに言及することができなかった。これらについては別稿での詳論を予定している。別稿は、『駒澤大学禅研究所年報』第二九号に、「龍門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟則』の資料的価値(二)」として掲載予定である。

(付記) 貴重な資料の閲覧・翻刻を許可して下さいました、龍門寺住職・水巻良孝老師に、厚く御礼を申し上げます。

〈キーワード〉『正法眼蔵仏祖悟則』、龍門寺、『伝光録』、『仏祖正伝記』、瑩山紹瑾